

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第2節 良好な景観の形成】

第2節 良好な景観の形成

第1 都市景観の保全・創出

1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) 風格ある幹線道路の整備

三重県景観形成指針の推進

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町村等との連携に努めます。

(2) 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

| 路線名 | 都市名 |
|--------------|---------|
| 桑名員弁線 | 桑名市 |
| 富田山城線 | 四日市市 |
| 塩浜波木線（六呂見工区） | 四日市市 |
| 環状1号線（垂坂工区） | 四日市市 |
| 朝日中央線 | 朝日町 |
| 駅前高塚線外1線 | 亀山市 |
| 下部田垂水線 | 津市 |
| 相川小戸木橋線 | 久居市 |
| 三渡櫛田橋線 | 松阪市 |
| 秋葉山高向線外1線 | 伊勢市・御園村 |
| 伊賀上野橋新都市線 | 上野市 |
| 茶地岡向井線（坂場工区） | 尾鷲市 |

2 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取り締まりを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、一斉簡易除却を実施します。また、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発等を実施します。

3 地区計画制度の活用

平成12年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

第2 農山漁村景観の保全・復元

1 良好な自然景観の保全

(1) 海につながる景観づくりの推進

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

2 松並木の保全・再生

(1) ふるさとの松元気回復

海岸部の防災林及び名所旧跡、史跡、公園等のシンボリックな松・松林を松くい虫被害から守るため、市町村の行う予防対策を支援します。

(2) 民間団体の活動支援

民間団体による砂浜の松並木を保全・再生する活動を支援します。

第3 体系的な郷土景観の形成

1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 景観づくりキャンペーンの実施

平成8年度に策定した三重県景観形成指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間や10月4日の都市景観の日を中心に、啓発ポスター、パンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行います。

(2) 景観整備重点地区の設定

三重県屋外広告物条例に基づく「屋外広告物沿道景観地区」の指定の追加について検討を進めます。

2 市町村における景観形成の推進

「全国景観会議」や「中部都市美協議会」等への参加により、景観施策に関する研究や情報交換に努めるとともに、市町村や県民の景観づくりの取り組みに、積極的に参加し、指導、助言を行います。